■□■ □■□ 事故防止メルマガ「Think」/Vol. 207
■□■ 【発行】シンク出版株式会社 http://www.think-sp.com/
1 · 2 0 2 0 年 2 月前半の安全管理ごよみ
2・安全管理法律相談~後部座席のシートベルト非着用による過失相殺は?
3・交通事故の裁判事例~レンタカー会社の運行供用者責任を否定できず
4・今日の朝礼話題~シートベルトの重要性を再認識しましょう
5・【新発売】自己診断テスト「追突事故を防ぐ!自己診断テストチェック」 6・【新発売】DVD「あおり運転~加害者にも被害者にもならないために」
7・【好評発売中】教育用冊子「改善基準告示の遵守が会社を守る」
8・【好評発売中】教育用冊子「安全運転のための3つのキーワード」
0 【対印元だり】 秋月川間 1 「女主連転のための 3 200 1
★2月前半の安全管理ごよみ
◆1日(土)~29日(土)
――省エネルギー月間
——全国生活習慣病予防月間(日本生活習慣病予防協会)
<b>◆</b> 2日(日)
——·交番設置記念日
◆ 3 日 (月)
——節分
◆11日(火)
――建国記念の日
※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】 https://www.think-sp.com/2020/01/10/2020-feb-kongetsu-untenkanri/ -----

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、 知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交 えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第76回「後部座席のシートベルト非着用による過失相殺は?」

#### 【質問】

高速道路では後席のシートベルト着用が義務化されていますが、一般道では 努力義務となっています。そのためか、まだまだ一般道における後席のシート ベルト着用率は低迷したままです。万が一、後席のシートベルトを使用してい ない車と事故をした場合に、後席の乗員の損害について全て賠償しなければい けないのでしょうか?

#### 【回答】

道路交通法71条の3は、普通自動車等の運転者が遵守すべき事項として、 シートベルト等の着用義務を定めています。

具体的には、同条第2項において、自動車の運転者は座席ベルトを装着しない者を運転者席以外に乗車させて自動車を運転してはならないとし、運転者の義務として、助手席や後部座席の者にシートベルトを着用させなければならないと規定されています。…

### 【続きを読む↓】

https://www.think-sp.com/2020/01/01/houritsu-76-seatbelt/

-----

#### ■交通事故の裁判事例

-----

今回は、てんかんに罹患している被告が、その事実を隠して借りたレンタカーで事故を起こし、レンタカー会社が運行供用者責任を問われた事例を紹介します。

『事故当時のレンタカー会社の運行供用者責任を否定できず』

#### 【事故の状況】

平成27年1月7日午前11時22分ごろ、Aは普通乗用車を運転して名古屋市内の交差点を、青色右折矢印信号にしたがって右折していたところ、赤信号を無視して交差点を直進してきたBと衝突しました。

Bは、レンタカーを運転している途中にてんかん発作を起こし意識喪失状態を招いた結果、赤信号を無視して交差点に進入して事故を起こしたものであり、Aはレンタカー会社C社に対しても運行供用者責任に基づく損害賠償を求めました。

C社は、Bは病気(てんかん)の存在を隠して運転免許を取得・更新し、その免許証を提示して車両の貸渡しを受けており、C社はBがてんかんに罹患していることを知らなかったため、運行供用者にあたるとしても自賠法3条ただし書きの免責要件を満たしており、運行供用者責任を負わないと主張しました。

#### 【裁判所の判断】

「Bは、本来なら運転免許を取得できないのに取得・更新していたことからすると、BにはC社に対して、その状況について告知すべき義務があったと解するのが相当である。しかるに、Bは何らC社に告知することなく、レンタカー契約を締結させたのであるから、Bには人を欺く行為が認められる」

「C社は、事故から約7か月後にレンタカー契約を取り消したためにB車両の 運行支配を有していないと主張するが、同契約を取り消してその法律効果が遡 及的になくなったとしても、事故当時、C社が事実としてB車両の運行を支配 し、運行利益を得ていたことを否定することはできない」

として、C社の運行供用者責任を認めました。また、事故の発生につきAには何ら責任がないから、C社は「被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があった」という自賠法3条ただし書きの免責要件を満たさない、としました。

(名古屋地裁 平成29年12月26日判決)

-----

■今日の朝礼話題

-----

『シートベルトの重要性を再認識しましょう』

バドミントンの男子シングル世界ランク1位の桃田賢斗選手が、マレーシア遠征中にドライバーが死亡する交通事故に巻き込まれたというニュースがありました。…

## 【続きを読む↓】

https://www.think-sp.com/2020/01/16/tw-seatbelt-cyakuyou/

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける 「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。 (情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認 ください↓)

http://www.think-sp.com/about/

-----

■【新発売】自己診断テスト「追突事故を防ぐ!自己診断テストチェック」

-----

※仕様 A4判/4ページ(複写式)/カラー刷※価格 500円(5冊1セット・税別・送料実費)

依然、人身事故における割合でトップに立つ追突事故を起こさないためには、 運転手それぞれが追突事故を防止しようとする意識を持つことが大切です。

本テストでは、追突事故にまつわる48の質問に「ハイ」「イイエ」で答えていただくことで、普段の運転行動における追突事故に対する危険度を簡単に知ることができます。

「車内へのわき見で追突する危険度」「車間距離を詰めて追突する危険度」など6つのパターンで診断され、どういった状況で追突事故を起こしやすいかを確認できますので、追突事故防止に最適の教材となっています。

# 【詳しくはこちら↓】

https://bit.ly/2RpJfim

-----

■【新発売】DVD「あおり運転~加害者にも被害者にもならないために」

-----

※仕様 カラー16分

※価格 各60,000円(税別・送料無料)

※制作 アスパクリエイト

昨今、あおり運転にまつわる悲惨な事故が社会問題となっています。この 「あおり運転」の加害者にも被害者にもならないために、しっかりとした対策 が早急に求められています。

本DVDは、「あおり運転」の定義から、感情コントロールの方法、具体的な運転方法、あおり運転の被害にあった時の対処法まで、映像で具体的に解説していますので、事業所の安全運転教育に最適な内容となっています。

【詳しくはこちら↓】

https://bit.ly/36Wambq

-----

■【好評発売中】教育用冊子「改善基準告示の遵守が会社を守る」

-----

※仕様 A 4 判/ 1 6 ページ/カラー刷

※価格 1,000円(1セット<5冊>・税別・送料実費)

長時間労働になりがちなトラックドライバーには、決して快適とは言えない 労働環境を改善するために拘束時間や運転時間などに限度時間等が定められて おり、これを「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告 示)と呼びます。

しかし、この「改善基準告示」は内容が複雑で、しっかり理解できていない

がために違反をしてしまっている事業所が多数存在します。

本誌では、わかりにくい改善基準告示について、マンガや表、グラフなどで わかりやすく解説しており、初任の運行管理者でも簡単に理解していただくこ とができます。

【詳しくはこちら↓】

https://bit.ly/2rJogOr

-----

■【好評発売中】教育用冊子「安全運転のための3つのキーワード」

-----

※仕様 B 5 判/ 1 6 ページ/カラー刷

※価格 700円 (1セット<5冊>・税別・送料実費)

交通事故には交差点の通過や進路変更、バック走行など、典型的な事故パターンがいくつか存在しており、それぞれのパターンに潜んでいる危険要因をあらかじめ理解して行動すれば、事故を起こす確率を飛躍的に減らすことができます。

本冊子は、まずそれぞれの事故パターンにおける交通事故危険度をチェック していただき、解説ページでは、事故の危険要因をイラストと3つのキーワー ドで表現することで、直感的に理解し、記憶していただくことができます。

ぜひ、安全運転のための3つのキーワードを身につけて、事故防止スキルの 向上にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

https://bit.ly/2PfnCSo

-----

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】 https://goo.gl/duF5ws 本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和1年1月16日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□

~人と車の安全な移動をデザインする~
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋 1 - 7 - 1 5 ビアリッツ天神橋 5 0 1

T E L 06 - 6809 - 1989

F A X 06 - 6809 - 1984

E メール mail@think-sp.com

U R L http://www.think-sp.com/